

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
各管区警察局広域調整担当部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

殿

警察庁丁運発第61号、丁交企発第92号
丁交指発第18号

令和3年3月12日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

有効期間等の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置の対象者の拡大について(通達)

新型コロナウイルス感染症への対応については、「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」(令和2年12月7日付け警察庁丁運発第212号ほか)等に基づき行っているところであるが、新型コロナウイルス感染症に係る現状に鑑み、同通達における「有効期間等の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置」については、有効期間又は更新・運転可能期間の末日が令和3年6月30日までの者に対しても実施することとしたので、各位におかれては、適切な周知等対応に遺漏のないようにされたい。

また、上記内容の周知に併せて運転免許センター、警察署等の運転免許行政関係施設において感染予防対策を確実に実施していることも周知し、更新等における国民の不安を払拭することに努めること。